

春日部市障害者自動車改造費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自ら運転することができるように自動車（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に定める普通自動車をいう。以下同じ。）の一部を改造しようとする障害者に対し、予算の範囲内においてその改造に要する経費の一部を補助することにより、障害者の社会参加及び自立更生の促進に資するとともに、福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 補助の対象となる者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者で、就労等に伴って、自ら所有し、運転する自動車を改造する必要があるものの
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条の規定により都道府県公安委員会から運転することができる自動車の種類が限定され、又は必要な条件を付されている者
- (3) 前年の所得税課税所得金額が当該改造を補助する年における特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
- (4) 改造した自動車を使用することにより就労その他自立更生が見込まれる者

(対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する対象者自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部改造に要する費用とする。ただし、市長が適当でないと認めた経費については、補助金の交付の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の経費と10万円とを比較して少ない方の額とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(改造の認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、自動車を改造する前に、当該改造についてあ

らかじめ市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、春日部市障害者自動車改造費補助対象事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 改造に要する経費の見積書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては、春日部市障害者自動車改造費補助対象事業（認定・不認定）通知書（様式第3号）により通知するものとする。これを認定しないことに決定したときも、同様とする。

（交付の申請）

第6条 前条の規定により認定の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、自動車の改造が完了した後、春日部市障害者自動車改造費補助金交付申請書（様式第4号）に事業完了報告書（様式第5号）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては、春日部市障害者自動車改造費補助金交付（決定・却下）通知書（様式第6号）により通知するものとする。これを却下したときも、同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（春日部市障害者自動車改造費補助金交付要綱の廃止）

2 春日部市障害者自動車改造費補助金交付要綱（平成27年12月28日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

（要綱の見直し）

4 市長は、補助金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて平成35年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。